

平成 31 年度第 8 回東久留米市子ども・子育て会議  
会議録（全文筆記）

開催日時

令和 2 年 1 月 8 日（水） 午後 7 時 00 分～午後 9 時 20 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

(1) 委員 齋藤利之委員 釜義満委員 清水唯史委員 田中一郎委員  
青山ひとみ委員 新倉南委員 金野博志委員 池邊照彦委員  
荒井友香委員 鹿島洋子委員 大山裕美委員

(2) 事務局 子ども家庭部長  
子育て支援課長  
児童青少年課長  
健康課長  
保育・幼稚園係長  
施設給付係長  
児童青少年係長  
子ども家庭支援センター主査  
子ども政策担当主査

(3) オブザーバー（コンサル） 株式会社総合企画

欠席者の氏名

平見歩委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（国基準）の改正について
- 3 特定地域型保育事業の利用定員等の設定について
- 4 第 2 期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）について
- 5 その他
- 6 閉会

- 1 開会  
・会長

本日は大変お忙しいところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまより、平成31年度第8回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、平見委員から欠席する旨、事務局宛てに連絡が来ております。〇〇委員におかれましては遅れてのご出席ということでご連絡をいただいているところでございます。委員の半数以上の出席がされておりますので、本会議は成立しております。

なお、〇〇委員におきましては、第4期委員委嘱後、初めての会議となりますので、ここで一言、簡単ではございますが自己紹介を賜ればと思います。それでは〇〇委員、よろしく願いいたします

#### ・委員

初めまして。神山幼稚園の〇〇と申します。子ども・子育て会議には、平成25年の8月から参加をさせていただいております。会長とご一緒に、今まで続けさせていただいていました。どうぞよろしく願いします。

#### ・会長

よろしく願いいたします。今、ご紹介いただきましたけれども、〇〇委員は第一期といますか、最初のこの子ども・子育て会議からご一緒させていただいておりますので、引き続きご尽力賜ればというふうに思います。

それでは、事務局のほう、お願いいたします。

#### ・事務局

それでは、私のほうから本会議での議題内容等に関しまして、ご説明をさせていただきます。なお、本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご承知おきください。

本日の議題内容等について、ご説明させていただきます。お手元に配付させていただきました次第のとおりでございます。2「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（国基準）の改正について」、3「特定地域型保育事業の利用定員等の設定について」、4「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）について」、5「その他」でございます。以上でございます。

#### ・会長

はい、ありがとうございます。本日も重要な議題が複数ございます。また、前回の会議におきましては、予定の時間を大幅に越した状況もございました。本日、改めて委員の皆様におかれましても、この点も踏まえまして円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、これから会議の本論に入りたいと思います。事務局に確認いたします。本日傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。では、お通しください。

傍聴の方が着席されましたので、事務局のほうから配付資料の確認をお願いいたします。なお、傍聴の方におかれましては、東久留米市子ども・子育て会議条例運用基

準に定められております傍聴人の遵守事項を留意していただきますよう、よろしくお願いたします。では、お願いたします。

・事務局

それでは、配付資料について、確認させていただきます。

今回は事前に配付させていただきました資料は1点となります。資料4の「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリックコメント（ご意見）」でございます。

次に、本日新たに配付する資料は3点となります。

まず、資料1「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（国基準）の改正について」です。

次に、資料2「特定地域型保育事業の利用定員等の設定について」。

次に、資料3「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）」についてです。

配付資料の確認につきましては以上でございます。

・会長

ただいま事務局から資料等につきましての説明がございました。資料の不足等がございましたら、挙手にてご発言ください。よろしいでしょうか。ご確認、ありがとうございます。

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（国基準）の改正について

・会長

それでは次に、次第2「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（国基準）の改正について」です。事務局、よろしくお願いたします。

・事務局

それでは、次第2「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（国基準）の改正について」ご説明をさせていただきます。資料1でございます。

まず、ローマ数字のIでございますね。こちらは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第7号及び令和元年内閣府令第8号）に係る改正でございます。資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、改正理由でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する国基準の改正が行われたため、その条項に準拠している東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について改正するものでございます。

2番、国基準の主な改正内容でございます。大きく3点ございまして、1点目は幼児教育・保育の無償化に係るもの、2点目は子ども・子育て支援法第58条の4第2項に係るもの、3点目が特定地域型保育事業者における連携施設の確保に係るものでござ

ございます。基準ごとに説明をさせていただきます。

「2 国基準の主な改正内容」をご覧ください。まず、大きな1点目の幼児教育・保育の無償化に関するものからご説明いたします。まず、一般原則というところ、一段目でございますが、こちらにおいて、従来の基準に子どもの保護者の経済的負担の軽減について追記がされております。次に、特定教育・保育施設が特定教育・保育を提供した際に、教育・保育給付認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるにあたっては、対象を満3歳未満教育・保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限るものとする改正がございました。こちらは無償化の関係で、0、1、2についてはこれまでどおり保育料のほうを徴収するというところでの絡みになります。次に、食事の提供に要する費用の取り扱いが変更がされてございます。法第19条第1項第3号に掲げる、小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用及び同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに関する主食の提供に要する費用に加え、同号に掲げる小学校就学前子どもに関する副食費の提供に要する費用について、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者において、教育・保育給付認定保護者から支払いを受けることができる費用とされました。但し、「イ」で記載しているとおおり、保護者の市町村民税所得割の合算額が1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの場合は、7万7千101円未満、2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの場合は、5万7千700円未満、この場合においても、要保護者などにあたっては7万7千101円未満とされておりますが、このような者に対する副食の提供は除くこととされております。また、1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの場合で、負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子どもで最年長者及び2番目の年長者を除いた者、第3子ということになります。また、2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの場合で負担額算定基準子どもで最年長者及び2番目の年長者である者を除いた者に対する副食の提供についても除くこととされております。また、満3歳未満保育認定子どもに対する副食の提供についても除くこととされております。非課税世帯であるとか、第3子といったところについては、副食費を徴収しないということ、そういった、0、1、2については幼児教育・保育の無償化の対象ではございませんので、こちらについても副食費の徴収を除くことということがここで定められているというところでございます。

次に、大きな2点目でございます。3ページでございます。子ども・子育て支援法第58条の4第2項で、「特定子ども・子育て支援提供者は、内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければならない」とされたことによる基準の新設でございます。これらの規定は、条例で定めることを委任されたものではなく、第2章の規定が直接、基準として適用されるものでございます。

第2章については、まず②でございます。提供した日及び時間帯、具体的な内容等の記録について、③の利用料及び特定費用の額の受領に関する内容や施設等利用給付認定保護者に対する説明や同意を得ることについて、④の領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付について。次のページになります。⑤法定代理受領を受ける場合について定めておまして、また⑥では、特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保

護者が偽りその他の不正な行為によって施設等利用費の支給を受けようとしたときは市町村に通知しなければならないこと、⑦では施設等利用給付認定子どもに対して差別的な取り扱いをしてはならないこと、⑧では秘密保持について。次のページでございます。⑨では諸記録の整備と5年間の保存について定めているところでございます。

次のページ、6ページに進ませていただきます。大きな3点目の特定教育・保育施設等との連携関係でございます。まず、①代替保育の提供元としての小規模保育事業A型等の追加でございます。これまで、保育所、幼稚園、認定こども園が連携施設と指定されておりましたが、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、特定地域型保育事業者と代替保育を提供するものとの間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。また、代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること、といった要件を満たすと認める場合には、「特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所または事業所以外において代替保育を提供する場合にあっては、小規模保育事業（A型、B型）または事業所内保育事業を行う者」又は「特定地域型保育事業を行う場所又は事業所において代替保育を提供する場合にあっては、事業者の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」をそれぞれ確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに変えることができることとされました。

②の卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和につきましては、こちらについても連携施設の確保が著しく困難であると市町村長が認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとし、この場合には、特定地域型保育事業者は、「利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設」又は「地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市町村が適当と認めるもの」を卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととされました。

次のページに進んでおります。③の満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除については、規模が定員20人以上であることや保育士配置等の基準が認可保育所と同等であり、3～5歳児を受け入れている事業所も存在することを踏まえ、市町村長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとされました。また、こちらにつきましては、経過措置を5年間延長することとされております。

説明としては以上となりますが、幼児教育・保育の無償化につきましては、国基準に合わせた改正が必要でございますし、連携施設の確保につきましては、東久留米市におきましてはすでに全ての小規模保育事業施設及び家庭的保育事業施設が連携協力を行う施設との協定を締結している状況でございますので、今回の改正による影響は現状ではございませんが、国基準に合わせるため市基準の改正を行うものでございます。説明は以上でございます。

・会長

はい、事務局、ありがとうございました。非常に細かい説明を踏まえて、なおかつ簡潔にご説明いただきまして、誠にありがとうございました。ただいまご説明がありました資料

1 に関しまして、委員の皆様から何かご意見等ございますでしょうか。

最後、事務局のほうからお話がありました、そもそも東久留米市は国基準を準拠してこれまで色々と決めてきた流れがございます。我々が心配しているのは、改正が行われたことによってこれまでの運営に影響を及ぼすかどうかということがやはり関心事だと思います。最後、力強いお言葉をいただきました。影響はないということでございます。特に改正後の基準につきましては、今、お手元の資料にありますように、非常に細かく記載されているところでございますので、また、金額やその他連携のことであるとか、大きく3つの項目に分かれているというご説明をいただきましたけれども、改めてご確認いただければというふうに思います。もう一度、事務局に確認いたしますが、国基準が改正になりました。東久留米市としては、準拠されてきたこれまでの経緯も踏まえて、国基準に則して行う予定であるとは思いますが、これまでの流れの中で影響はないということで間違いはないでしょうか。

・事務局

連携協定の確保義務というところにつきましては、影響はないものというふうに考えております。以上でございます。

・会長

はい、どうぞ。〇〇委員。

・委員

〇〇です。お疲れ様です。今年もよろしく申し上げます。駄目押し的な確認で恐縮なんですけど、つまり小規模保育の連携で、出たら行き場を失ったら大変だと。だけど、それは連携して必ず入れるようにするんだということだったのが、国の基準は緩和されちゃったということなんだけれども、東久留米市はその連携は維持して、小規模から卒園しても3歳から入る場所は必ず確保されるということは変わらない、そういう理解でいいんですか。

・会長

はい、事務局、お願いします。

・事務局

こちらの法律の改正というところで、改正をされたものについては、連携協力が締結できない自治体においてはそれ以外のものを緩和するという改正が行われたところでございます。東久留米市においては、全ての小規模保育施設、家庭的保育事業施設において、もうすでに連携協力ができている、そういった状況でございますので、今回の緩和の影響を受ける事業所というのはないといったところでございます。

・会長

はい、ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。よろしいですかね。

ここは特に大きな変更で影響を及ぼすことはないということでございますので、次に進みたいと思います。

### 3 特定地域型保育事業の利用定員等の設定について

#### ・会長

次に、次第3「特定地域型保育事業の利用定員等の設定について」です。事務局、お願いいたします。

#### ・事務局

次第3「特定地域型保育事業の利用定員等の設定について」でございます。こちらにつきましては、今期の委員の皆様による子ども・子育て会議においては初めての諮問となりますので、私のほうから若干ご説明をさせていただきます。

「子ども・子育て支援法」第77条におきまして、「市町村は条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする」とされており、その中の一つに「特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること」とされております。この合議制の機関を子ども・子育て会議としておりまして、これに基づき特定地域型保育事業の利用定員の設定について諮問を行う、そういったところでございます。

それでは、担当の係長より、今回の申請内容についてご説明をさせていただきます。

#### ・事務局

事務局の〇〇と申します。よろしく申し上げます。

私から、「特定地域型保育事業の利用定員等について」ご説明を申し上げたいと思います。お手元の資料2をご覧ください。「特定地域型保育事業の利用定員等について」でございます。こちらは令和2年4月に開設予定の新しい小規模保育園に係る利用定員の設定についてでございます。子ども・子育て支援法第43条第1項に基づく令和2年4月開設予定の特定地域型保育事業施設の利用定員については、資料2、この本紙のように設定するというところでございます。

名称につきましては、現在まだ仮称ではございますけれども、「わらべ東久留米駅前保育園」となっております。所在地については、駅の、こちらからいうと向こう側ですね。新川町1-4-18わかさとビル201でございます。施設類型は小規模保育施設A型でございます。事業者名は、社会福祉法人清心福祉会でございます。利用定員でございますけれども、3号児の1歳が9名、2歳が10名で、合計19名の定員でございます。その他、認可の基準に関する項目について情報提供させていただきます。保育士の配置基準が4名、保育室が1歳、2歳までで計53.90㎡、屋外遊技場については代替施設として東口中央公園を予定しているところでございます。給食は自園で専門の自園調理を行うところでございます。以上でございます。

#### ・事務局

ただいまご説明をいたしました19名の定員につきましては、皆様にこれまでご審議をい

ただいで参りました事業計画の、今回お配りしているものと28ページにあります、令和2年度の3号1・2歳というところで、特定地域型保育事業175名というものがあるんですが、こちらのほうに反映をされている数字というところがございます。ごめんなさい、パッパッと行ってしまいました、28ページの一番上に令和2年度の表があるかと思えます。そこの②確保方策のところ、特定地域型保育事業というものがございまして、右のほうにいらっしゃいますと、3号1・2歳という欄があります。この175の中にこの19名についてはすでに含んでいるものというところがございます。以上でございます。

・会長

はい、ご説明ありがとうございました。今のところ、確認できますでしょうか。今回は答申案ということですが、28ページの表が3つございます。その3つあるうちの一番上の中段ですね、②確保方策の上から3つ目。特定地域型保育事業<sup>(\*3)</sup>のところのずっと右へ行っていただきまして、3号の1・2歳のところの175人という確保方策の中に今回の19が含まれていると、こういうご説明でございました。特定地域型保育事業の利用定員等についての諮問が私共の会議のほうに出されております。今、ご説明いただきましたけれども、何か委員の皆様からのご意見やご感想等ございますでしょうか。はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

二点あります。どうしてこの業者に決めたのかっていうのと、あと、これコンペになったんですかというのが一つ目です。二つ目は、この屋外遊技場(予定)となっておりますけれども、予定が変わる可能性ってあるんですか。で、変わった場合はどうなるんでしょうか。以上、二点です。

・会長

はい、〇〇委員からの二点ですね。まず、決定プロセスが一点と予定の部分ですね。こちらについて事務局より…。

・委員

プロセスではなくて、なぜここを選んだんですかっていう質問です。

・会長

お願いいたします。

・事務局

今回、この事業者のほうから申請が上がってきて、なぜこの事業者にしたのかというところがございます。元々、小規模保育を東久留米市内で行いたいという事業者というのはいくつかございまして、窓口のほうに来ているようなところではございます。その中の、今回小規模保育施設を新たに開設するということが決まったときに、そういった事業者のほうにお声掛けをさせていただいて、市として一番必要な場所で、望ましい形で開設して



くれるというところで、この事業者がすぐに手を挙げて、条件を整えてきてくれたというところでもございましたので、こちらのほうに決定したところでもございます。競争型のコンペというものを正式に行っている訳ではございません。それから、遊技場に関するところで、あくまで予定ではございますが、特段これよりいい場所を事業者が見つけてくれば変更することが当然あるのかもしれませんが、おそらくこのまま、今、申請のされている場所で決定することになるだろうと、そのように考えているところでもございます。以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございます。本会議におきましては、この園がいいかどうかということとを審議する場ではなくて、あくまでも今回に関しましては、この園に関しての利用定員数が妥当かどうかということとを皆さんにご意見を頂戴しているところでもございますので、その点を踏まえて他の委員の皆様からも何かご意見ございますでしょうか。

・委員

じゃあ今の〇〇さんのコメントに関しての質問ですけど、この人数が妥当かどうかという判断基準はどこにあって、どうやって判断すればいいんですか。

・会長

これは、事務局のほうでお願いします。

・事務局

判断の基準でもございますが、やはり一つは、定数というものが定められております。0歳、1歳、2歳で19名という法律の定めが小規模保育事業者の場合はございますので、その中で収まっているのかどうかというところが一つの判断基準として、皆様にご検討いただければというところでもございます。以上でございます。

・委員

平米数に対して19人っていうのは、他の同じくらいの規模の保育園と比べてどうなんですか。

・事務局

今、他の保育園の数字、明確な情報を持っている訳ではございませんが、ほぼ同じ大きさというふうに考えていただいてよろしいかと考えています。

・委員

それは人数当たりですか。人数当たりの平米数がほぼ同じってということですか。

・事務局

そのようにご理解いただいて結構でございます。

・会長

よろしいでしょうか。はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

会長からのご指示があったにも関わらず、こんな質問をして恐縮なんですけど、さっきのお話で確認なんですけれども、こちらの業者に決めるに当たっては、小規模を作ろうというふうに市のほうで考えたところ、先方のほうから手を挙げてくれたと、そういうご発言だったようにメモったんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

・会長

ありがとうございます。一応、念のため、今回の会議の中身ではないですけれども、お答えできる範囲でお答えいただいてよろしいでしょうか。

・事務局

元々、東久留米市内で小規模保育事業所を開設させてもらえないか、開設する予定はないかという事業者が窓口のほうに訪問されることというのはよくあることでございます。その中で私共も、そういった情報をしっかりと蓄積していくことは重要でございますので、お越しいただければどういった形で考えているのかというお話を伺うところでございます。そういった事業者がいくつかございまして、そういった事業者全てにお声掛けをしたところでございます。その中で、他の事業者も当然興味を示して動いてくださった事業者もいましたが、最も早く、明確な形でご提案をしてくださったのがこの事業者であり、またその内容も適切であったことから、この事業者に決めたと、そういったところでございます。以上です。

・会長

はい、ありがとうございます。ほかの委員の皆様から、定員数等についての、何かご意見ございますでしょうか。市のほうからは、ご提出いただいた申請書類が法に則った人数割合ということで、適正だというご判断で許可をされたというご説明があったかと認識しておりますが、こちらはよろしいでしょうか。

・委員

定員、定員ってさっきから〇〇さんおっしゃってますけど、定員等ですよ。なぜ定員だけに絞るんですか。

・事務局

認可基準そのものにつきましては、法律であるとか条例といったもので定められているところでございますので、それに沿って審査をしていくということになるかと思えます。子ども・子育て会議のほうでそれをいじれるというところではないというふうに考えておりますので、定員についてご意見を伺う、そのようなことでございます。

・委員

いや、さっき一番早く手を挙げた法人がここだったっておっしゃったじゃないですか。

・事務局

早く手を挙げた、提案として…。

・委員

普通こういうのって締め切りがあって、それまでに入ったかどうかというのがあるって、その締め切りまでに提出されたものの中から選ぶんじゃないんですか。そうじゃなくて、そのプロセスがよく分からなくて。質問の背景としては、もちろん定員等で定員について話をするって理解しているんですけども、さっきおっしゃったように面積当たりの人数で判断がつく話じゃないですか。で、これについて妥当かどうかという論点ってほとんどなくて、ただこの事業者に決めた前提があって、その上で定員が妥当かどうかという話だと僕は思っているんですよ。で、そのプロセスとして、僕がクリアに分からなかったのは、早く手を挙げたのがここだった。で、先ほども申し上げたように、通常こういうのって、それがコンペになるかどうかは置いておいて、締め切りがここまでですよってなって、そこまでに提出されたものの中から選ぶものではないんですか。

・会長

はい、お願いします。

・事務局

先ほどもご説明させていただいたところではございますが、コンペという形式では実施をしておりますので、締め切りを設けてということはやっていない、そういったところでございます。

・会長

今の流れの中で、ご意見、〇〇委員、ございますか。はい、どうぞ。

・委員

基礎的な知識として、小規模保育の設置基準というものがあまして、今、簡単に計算をさせていただいたところ、設置基準を十分満たしている。小規模保育自体は、19名以下という、それも決まっていることなので、ひょっとして理解をするためには設置基準みたいなものを1枚付けてさし上げると無駄な時間が出ないで済むんじゃないかと思います。簡単に、今、ざっと計算した限りは、1歳児が9名で2歳児が10名であれば、49.5㎡で十分ということで、認可基準を満たしている業者ということになるんじゃないかと思います。

・会長

はい、ありがとうございます。他の委員の皆様はいかがでしょう。〇〇委員、いか

がですか。特にございませんか。〇〇委員はいかがでしょう。よろしいでしょうか。私共の会議といたしましては、特にこの諮問の部分においては、定員数のところを問いかけられている訳でございます。今、〇〇委員のほうからもご説明いただいたとおり、設置基準に見合っているということが確認されました。一方で、〇〇委員がおっしゃっていただいたように、この表にあります、子どもにとって外で遊ぶということや活動する場所というのは非常に重要なことでございますので、ぜひとも新しいこの特定地域型保育所につきましては、そういったこともしっかりと頭に入れていただいて、運営をやっていただきたいと。それと、当然のことでございますが、私共が言うべきことではないかもしれませんが、保育士さんの質の向上を常に頭に置いて運営をしていただければというふうに思っております。資料2についてはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

#### 4 第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）について

##### ・会長

それでは、次第4「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）について」です。事務局、よろしくお願いいたします。

##### ・事務局

次第4「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）について」でございます。

まず、資料3「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）」について説明をいたします。こちらは前回の同計画の素案から何点か修正・加筆がございます。そちらについてご説明をさせていただきます。

まず、1ページをご覧ください。「(1) 子ども・子育てをめぐる動きについて」で述べられている平成30年の出生数でございます。こちらについては、前回会議までは概数だったものが、出生数は91万8千400人へ、前年との差については2万7千746人へと確定数が出ましたので、こちらのほうに修正をしております。

次に、13ページでございます。こちらにつきましては、「(4) 東久留米市の就学前人口の今後の推計」についてでございますが、13ページ右下に推計の参考元が記載されておりますが、この参考元の名称を正しいものに修正をしております。

次に資料25ページをご覧ください。前回の会議でご説明させていただきましたが、東久留米市子育て関連施設地図の追加を行っているところでございます。

##### ・事務局

続きまして、資料38ページをご覧ください。と思います。「(11) 放課後児童健全育成事業」についてでございます。

前回会議の中で、会長、副会長、事務局の間で文案の調整をすることとなった点についてご報告させていただきます。前回の会議でご意見をいただきました安心安全な育成について、条例に基づく適性な配置の下、活動時及び登降所時の事故やケガの防止についての研修を充分に行い、安全に留意して育成支援を行うという記載を追加させていただきました。文章の内容に沿って項目を整理させていただいたものでございます。以上でございます。

す。

・事務局

資料3の「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）」についての資料の説明は以上でございます。

次に、資料4「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリックコメント（ご意見）」についてでございます。こちらは、令和元年12月16日から令和2年1月6日まで実施したパブリックコメントにおいて期間中にいただいたご意見でございます。まず、ご意見をいただいた方の人数といたしましては、東久留米市パブリックコメント手続き要綱の規定を満たした方が20名、満たしていない方が6名でございました。いただいたご意見に対する市の考え方は、今後ホームページ等で公表していく予定でございます。なお、今後、市の考え方をお示しするに当たりましては、これまでこの子ども・子育て会議においてご説明をさせていただいた内容であるとか、ご議論いただいていた内容については、その経緯を重く受け止めるべきと考えているところでございます。資料の説明は以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございます。今回は、資料3の表紙が、前は素案という形でございますが、今回は答申案という形で、前回、賛成多数で可決した素案につきましては、答申案という形に文言を変更させていただいている点が一点。それから、今、ご説明がありました、確定の数字が出たので、1ページ目には91万8千400人という数字、それから、25ページを新しく差し込み、13ページには正規の文言に訂正したということでございます。それから、資料4といたしまして、事前配付をさせていただいておりますパブリックコメントでございます。市民の皆様から貴重な意見を頂戴しているところでございます。ぜひとも、皆さんからも、このパブリックコメントをいただいた内容をもうすでに読んでいただいていると思いますけれども、ご意見などをいただければというふうに思います。どなたかいかがでしょうか。はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

事前にいただいたパブリックコメントのまとめを拝見しましたが、26件の意見があると思うんですが、数えると26件のうち24件は確保方策に盛り込まれている公立保育園の廃園計画、しんかわ保育園の募集を継続するというを求めた文言が書かれていたように私は、数えたらそうでしたが、そういう理解でよろしいでしょうか。

・会長

事務局、お願いします。

・事務局

今回、こちらの資料をお示しするに当たりましては、いただいたご意見、基本的には転記する形で資料を作らせていただいているところでございます。まだちょっと内容の細か

い分析というところは、私共のほうでも行っている最中でございます。以上でございます。

・会長

はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

分析の途中だということでしたが、私が読んだところ、この中には、今、市が行っている公立保育園の廃園計画をそのまま実行してほしいというふうに求めた意見はなかったというふうに私は思いましたが、そういう理解でよろしいでしょうか。

・会長

はい、お願いします。

・事務局

いただいたパブリックコメントには、そういったご意見といったものはなかったものところでも確認しております。

・会長

はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

ありがとうございます。すると、つまり今回パブリックコメントをやったら、声として上がった声というのが、この確保方策に盛り込まれているしんかわ保育園の募集停止、廃園を見直してほしいと。あと、廃園計画についても見直してほしいということが多数だったということだと思んですが、ここで、会長と事務局にちょっと確認したいんですけど、東久留米市のパブリックコメントの手続要綱、ホームページにあったので印刷してみました。そこに、パブリックコメントの目的っていうのが書いてあるので、第1のところがそうだったので、ちょっとこの目的が今も変わってないかを確認したいんです。読み上げで恐縮なんですが、短いものです。目的は、パブリックコメントの目的について、ここでは、「この要綱は、東久留米市長が、東久留米市の重要施策等を定めるに当たり、パブリックコメント手続を実施することにより、当該重要施策等に市民等の意見を的確に反映させるとともに、市民等への説明責任を果たし、もって公正で透明性のある市政を推進することを目的とする」と。今回のパブリックコメントも、このような目的で行われたという理解でよろしいでしょうか。

・事務局

パブリックコメント手続要綱の記載内容としては、今、ご指摘のとおりでございます。

・会長

はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

ここには、重要施策に市民等の意見を的確に反映させるということが掲げられていますが、それも目的の一つということによろしいですね。

・会長

はい、事務局どうぞ。

・事務局

的確に反映をさせるということの意味がどういう意味かというところについては色々ご意見があろうかとは思いますが、そういったことであることに間違いはないと、そのように考えております。

・会長

はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

ありがとうございます。するとですね、パブリックコメントを集めたら26件の意見が集まって、そのうち24件が先ほど述べたような意見だったということです。それで、それがパブリックコメントの目的に照らして考えれば、この市民の声に今回の支援事業計画をどう反映させるかというのが問われると思うんです。で、市民の声を素直に反映させれば、令和2年度からの5年間の確保方策の数字がここに掲げられていますけれども、素直に反映させれば、しんかわ保育園の募集停止分、また廃園で減らす分を見直して、数字を変えらなければならないと思います。それが、皆さんにこの会議で聞きたいのが、こういう市民の声を反映させるのか、させないのか、私たちはどうすべきかということを議論したい、すべきだと思うんです。これは提起したいと思います。

・会長

今の〇〇委員のご発言につきまして、ほかの委員の皆様から何かご発言ございますでしょうか。異論がないということでございましょうか。

はい、どうぞ。

・委員

確かに、ご意見いただいた26名の方のうちの24名はそういうご意見だったかもしれませんが、同じぐらいの年齢のお子さんの保護者の人数から考えるとそれがどれぐらいの割合なのかということを考える必要があるんじゃないかと思います。

・会長

はい、〇〇委員。

・委員

それを言ったら、パブリックコメントをやる意味ってないですよ。さっき資料にありましたけど、何千人でしたっけ。児童の数、児童の世帯数でしたっけ。何人ぐらいいるんですか。何ページでしたっけ、あのグラフが出てたの。5千人いるわけですよ。5千人のうち26件が微々たる数だから取り上げる必要がないって言ったら、じゃあ何件集まればいいんですか。千件ですか、2千件ですか。実際、そんなこと言ったらパブリックコメントって集まる訳ないですよ。で、今の発言って、パブリックコメントの議論をそもそもないがしろにするっていうか、パブリックコメントの件数が少なかったら取り上げなくていいとおっしゃると理解していいんですか。発言の趣旨を教えてください。私は今、そのように理解しました。もしそうでないのであればきちんと説明していただきたいし、そういうことをおっしゃりたいのであれば、そうですとおっしゃっていただけますか。

・会長

その前にちょっと副会長から。

・副会長

その前に、すみません。申し訳ございません。この市民の声というか、こういうパブリックコメントを、ここで引き受けるものなんですかね。たぶんそういう意味で言われたんじゃないかなって私は思う訳ですよ。ここで整理をさせていただきたいですけど、市民からの声のパブリックコメントをこの委員会で受けるものなのか、それはある程度、市のほうでちゃんとそれは受けていただくものなのか、ここで想像するだけでは、そのパブリックコメントの人たちの意見を言っている人の尊重はさせていただき、こういうふうに紙にも書いて、我々も読みました。ただ、これをこの委員会の中で審議すべき内容なんだろうかっていうことで、そこを私は確認させないと、時間がまた延びていってしまうかなと。延びることが悪いことじゃないですが、中心なところでお話し合いを進めていただきたいと、私はちょっと修正をさせていただきたいのですが、どうでしょうか。

・委員

その前に僕が質問してるので、回答いただけますか。

・委員

このパブリックコメントの内容についてのお話ではなく、数についてのお話をされたので、それなら数で考え方を示させていただきただけで、何千人のうちの24名という意見をどうのこうのということではありません。内容についてお話しをされたのではなく、数についてという論法で来たので、ちょっと整理をさせていただきただけになります。

・会長

〇〇委員、横でうなずいていらっしゃいますけれども、何かご意見ございますでしょうか。



・委員

私も同意見でした。パブリックコメントの中身については私もすごく分かるし、言いたいことはすごく受け止めたいですけど、ちょっと論点が違うのかなって感じがして。あと、市民投票をした訳ではないので、何人集まったからその意見が強いとか弱いとかってということではないと。そこを踏まえないと、パブリックコメント自体の中身が一人歩きしてしまったり、違うふうに捉えられてもいけないかなって思うようになりました。

・会長

はい、〇〇委員、〇〇委員、いかがですか。では、〇〇委員、最初にお願いします。

・委員

今、人数の問題とか色々あったんですけども、このパブリックコメントも読んでみると、やはり反対の方しか意見が出てないような。賛成の方の意見というのはどこに見ても。そういうちょっと、突っ込んだ方しか来てないような感じがして、他の市民の方の意見というのは、やはり賛成してるから意見が来ないのかなって思うのがちょっとあったんですけども、それは私だけがそう感じているのかもしれないけれども。やはり反対の方は一生懸命、色々市に訴えかけたり、いっぱい異議をしないといけないかなと思うんですけども、この意見に賛成をしている方っていうのもかなりの数いらっしゃるのかなと思えました。

・会長

まだ、他の委員の皆様からご意見を頂戴いたしますが、ここにいる委員の皆様、誰しもこのパブリックコメントを軽視してはいないという前提でこの議論を進めさせていただくということを、まず確約をさせてください。これはよろしいですよ。反対の方も賛成の方も、この場にいる委員の皆様はこれが大事だということを決して軽視している訳ではないということをまず確認させて、ご意見を頂戴したいというふうに思います。よろしいでしょうか。〇〇委員、いかがですか。

・委員

私も、本当に特に反対がないからじゃあそのままお願いしますっていう気持ちでいるので、意見を出さないっていうことが反対、賛成という形ではないので、賛成している方もいると思うので、それは数に表れていないだけかなって私は感じました。

・会長

まだご発言されていない、〇〇委員、〇〇委員いかがですか。〇〇委員は…。まず、〇〇委員から。はい、どうぞ。

・委員

私自身は、副会長のおっしゃった部分に立ち返りたいかなと思っていたので、先ほどは特に意見を述べませんでした。

・委員

私も、読んで中で感想としましては、在園の保護者の方、あるいは卒園ということで、非常に保育園に対しての思い入れの強い方からのご意見を多く頂戴しているんだというふうに思いましたので、そういった部分ではもちろん気持ちはよく分かりますけれども、廃園に賛成ですっていうふうに声を上げてパブリックコメントに書かれる方ってというのはなかなかいらっしゃらないだろうなということをおもいました。

・会長

はい、ここまでお聞きしたところで、事務局のほうも手を挙げられておりましたので、事務局のほうからも何かご見解がございましたらお願いいたします。

・事務局

今、ご意見のほうで、議論が進んでいるところでございますが、パブリックコメントの考え方として、反映というところのご意見をいただきました。ただ、第8条ですね、いただいたパブリックコメントについては意見を考慮しなければならないというふうに規定をされているところでございます。意見を考慮する。私共はこのパブリックコメントでいただいた意見というものをしっかり受け止めて、それを考慮してここでご議論をいただいている。そういったところでございますので、この要綱に定める手続というものが適正に行われている。そのように考えているところでございます。以上でございます。

・会長

〇〇委員、いかがですか。はい、どうぞ。

・委員

私が提起して、皆さんからご意見をいただきまして、どうもありがとうございます。それで、ちょっと確認したいんですが、皆さんがおっしゃっている意見というのは、パブリックコメントから出た意見は大事だと、尊重されているというのは確認したいと会長がおっしゃってましたから、大事な意見を100%、全く、一切事業計画に反映させる必要はない。事業計画は、この声は受けたけれども、一文字も、何も変えないでいいというふうにおっしゃっている訳ではないという理解でよろしいんですか。私が思うのは、これだけ意見があったら、それがその100%、それは色々な意見があるんでしょうから。だけど、それぞれ濃淡が色々ありますから、それを100%事業計画に反映することはできないとしたって、ある程度は譲歩できる範囲で、ここの委員の中で合意できる範囲とか、ここで考えた範囲で、ある程度はその一点は反映するとか、そういうことはあってもいいんじゃないかと思うんですが、今出た意見というのは、全く、一切、100%反映する必要がないというふうに言ってるわけではないという理解でよろしいでしょうか。

・会長

ここはちょっと、私の見解を説明させていただきます。まずは、今、〇〇委員のご意見に関しては、100%そうではないと否定をさせていただきたいという意見を持っています。

なぜか理由をご説明いたします。

・委員

100%完全否定っていうのを説明してくれますか。分かんないから

・会長

はい。なぜかと言いますと、今の議論の根本にあるのは、廃園をするかしないかということの意見がここにある、それをこの場で、それを一文字も入れないのかということな訳ですよ。まず、前提として、反映をするかしないかの結論は我々が決めることではないということを前提として、まず理解をしていただきたいと思います。これに反対される理由もないです。この会議の性質から、しんかわ保育園の廃園を決めるか決めないか、パブリックコメントが来たからといって、決めるか決めないかを判断する場ではないということ、はっきりまず申し上げます。ちょっと待ってください。その上で、じゃあなぜパブリックコメントをするんだということ。それは、なぜパブリックコメントをするのかということ、そういう意見がある中で、この中でそういう意見もありましたよねということも、我々としては軽視することもなく、議論を今まさにしたことが重要であって、我々のこの会議が市議会、議会でしんかわ保育園を廃園にするかしないかということは、市民の代表である議員の方々が決めたことに対して、我々が、それをパブリックコメントが来たからといって覆すことではない。でも、委員会としては、そういう意見もあるということとしっかりと皆さんで把握していただきたいという趣旨がある。なぜならば、この委員会の議事録には、しっかりと、例えば今、〇〇委員がおっしゃったようなご意見が載る訳ですよ。載る訳です。委員の中でもこういう意見を持った方がいらっしゃるということが、議事録でしっかりと証明される訳ですよ。この子ども・子育て会議の性質と、今、委員がおっしゃっていただいたことは、私はこのように整理しておりますけれども、皆さん…。ちょっとお待ちください。お聞きしますのでお待ちください。皆さんいかがでしょうか。はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

さっき事務局がおっしゃったように、パブリックコメントを市長は考慮しなければいけないというふうに書いてある訳ですよ。であれば、ここに出されたパブリックコメントが考慮されるように、子ども・子育て会議として訴えかけていくということには、皆さん賛同いただけるんですか。もう一度、パブリックコメントの性質がある訳じゃないですか。さっきその、例えば二十何件は全市民にすれば微々たる数だみたいな意見があったり、賛成の人は別にあえてコメントしない。でも、そんなのは当然ですよ。パブリックコメントは、市民に対して市民を上回る数が来ることはないし、半数以上のものが来るってよっぽどですよ。選挙でさえ30%しかいかない訳じゃないですか。って考えると、パブリックコメントの性質って民主主義で、民主主義って何かって別に多数決ではなくて、少数者の意見をどうやって汲み取るかっていうプロセスをきちんと作るっていうふうに習ってるはずなんです。で、これは少数の意見ですよ。しんかわ保育園に通う親、あるいは公立の保育園に通う親、その子ども。でも、ここはさっきおっしゃったように、二十数件しか

ないよねとか、反対意見だからこそ出るよねとかっていう話ではなくて、反対意見を上げた少数意見を我々は子ども・子育て会議としてどうやって訴えかけていくのかっていうことが問われてるんじゃないんですか。コメントを皆さんご覧になりましたよね。5番目のコメント、6番目のコメント、子ども・子育て会議って何の会議なんですかっていうふうに疑問が呈されている訳ですよ。行政が出してきたものをそのまま右から左に賛成って流すんですかって、こういうふうに取りられている訳ですよ。僕は別に行政に対して聞きたい訳ではなくて、皆さんに聞きたいんですけれども、少数意見を汲み取るということをもっと尊重しないと、こういう意見って本当出ますよ。何のための会議なんですか。で、僕はもう一度あえて聞きたいんですけれども、ここで、この反対する少数意見をどうか汲み取っていただけるように、子ども・子育て会議としてお願いすることっていうのは叶わないのでしょうか。反対意見ってありますか。

・会長

はい、〇〇委員。

・委員

ぜひさっき〇〇さんからの意見にもあったように、汲み取っていただきたいと思うんです。ぜひ皆さんのご意見も伺いたい。その上で、私、提案したいんです。会長がおっしゃったように、廃園計画を中止するとか、そういう文言をここに書けっていうことを、私は100%かゼロかって言った時に、それはどの文言も入れようがないですよっていう、そういうお話だったと思うんですけど、最初にちょっと私の説明が伝わらなかったのかもしれないんですが、直すべきはそこを書くのではなくて、市民から出た声を最大限反映しようと思えば、確保方策の数字ですね、を変えろということがありえると思うんです。ただ、それは最大の、しんかわ保育園の募集停止分を戻してプラスされるという数字を直すというのが最大限の反映だと思うんですが、ただ、私がここで提案したいのは、意見番号7番に注視したいと思うんです。4ページですかね。これは例えばですよ。7で述べられている質問には、事業計画の確保方策を実現しても、なお待機児童が出た場合は、市はどう対応するのかという質問があります。あと、後段のほうに、今後量の見込みが減ると予測しておきながら、令和2年度の3号認定1・2歳の対応として、しんかわ保育園の募集停止の延期ではなくて、小規模保育所の開設という方針をなぜ取ったのかという質問が続いています。これは貴重な指摘だと私は考えます。市はこの質問に誠実に答えるべきだと思いますし、実際に答えられると思います。同時に、この意見を私はこの子ども・子育て会議として受け止めて、この事業計画に盛り込むような努力はできないのかと。以前もそういう話がありましたが、確保方策を実現しても待機児童が出てしまった場合、これ以上小規模のものの開設を進めれば、ここでも意見7番で指摘されてますけど、空き定員等による撤退リスクが出てしまうと、こういうことを心配されている訳ですよ。根拠のある指摘だと思うんです。例えば、私が思ったのは、この事業計画答申案の27ページかな。今後の方向性という文章がありますけれども、そこの後に、また、計画している確保方策が実現しても待機児童が発生した場合、確保方策を見直し、既存のしんかわ保育園の活用をするなど、適切に対処していきます。そういった記述を盛り込んでどうかという提案をしたいと思

います。で、先ほども言ったように、パブリックコメントに出ている声の多数派というのは、しんかわ保育園を条件を付けずに存続するように求めています。だから、その場合、5年間の確保方策を全て見直すということが出てきます。ここで提案したいのはそれじゃないんです。確保方策の数字をこのまま見直さなくていいです。ここでは色んな皆さんのご意見もありますから、同意できないという方もいらっしゃるでしょう。ただ、ここでできる妥協点、出てきた声と皆で一致できるだけの妥協するところの点として、現行の確保方策の数値はここに書いてあるままとしながらも、もし待機児童が出た場合に、しんかわ保育園の募集を継続する、または既存施設を活用するということで市民の苦難の解決に役立てようという、そういう提案です。色々ご批判もあるかと思いますが、これをちょっと一つの提案として、ご議論いただければと思うんです。

・会長

はい、今、〇〇委員のほうからご提案がございましたが、この意見に関しまして、皆様からご意見を頂戴できればというふうに思いますが、いかがでしょうか。ちょっと最初の提案というか、ご意見から中身がちょっと方向が変わった気がしたんですけども。すみません、ちょっと私の理解不足で申し訳ないんですけども。

・委員

最初に申し上げたのは、確保方策の数字を全部見直す必要があるでしょうと。声を完全に反映するならね。

・会長

すみません、最初っていうのは、今の、この会議の最初ではなくて、もっと前の話の最初という意味ですか。今日の日ではなくて、元々というそういう意味ですか。前回会議であったりとか、前々回会議であったりとかっていうことですか。確保方策の見直して…。

・委員

確保方策の数字が、28、29 ページに量の見込みと確保方策のそれぞれの数字がありますよね。で、市民の声を反映させようと思えば、しんかわ保育園の廃園分の募集停止がずっと数字が入って盛り込まれて、念頭においてこれが計算されて出ていますから。これを戻すと。しんかわ保育園の廃園をやめるとか、廃止という文言を書くのは適切ではないという会長のご指摘は、私は分かるんです。だから、それでいいですよ。賛同します。ただ、市民の声を反映しようと思えば、今日の会議でこのテーマになった時に最初に提案を申し上げた時には、100%市民の声を反映しようと、26人中24も出たんだから、真面目に対応しようと思ったらこの数字を変えるということが必要になりますよねと。で、それでご議論をいただきましょうと。そうしたら、色んなご意見があって、いやそれはどうなのっていうご意見が多くあった訳ですよ。だから私、じゃあ提案したいと。ここの数字は変えないでいいですよと。だけど、待機児童が出ちゃったらどうしますかと。その時に、既存の施設、しんかわ保育園があるんだから、その施設を活用するというような趣旨を今後の方向性の27 ページの一番最後のところに盛り込むというのはどうですかっていうのが、

私が今、提案したものです。

・副会長

大変恐縮ですが、一つ意見というか、今後のことについて意見はあまり述べないかなと思っているんですが、全体的に見て、民間保育園になってやっぱりさびしいという形の意見が多いなって思うんですね。で、そのしんかわ保育園をなくすことがあれなのか、公設を民設にすることがあって、どうしても引っかかってきちゃうんですよ。ちょっと待ってください。

・委員

あなた、認識が違って、公設を民設にする話じゃないですよ、これは。しんかわ保育園をなくす、それとは別の事情として民間を募集するという話ですよ。民営化と民間化と間違えて理解されてませんか。

・副会長

しんかわ保育園のお名前と、しんかわ保育園の職員が残りたいていということですか。

・委員

いや、僕が今、言ったのは、〇〇さんがおっしゃってるのは、公設を民間化するっていう話をされたじゃないですか。それは、今までの、皆さんご理解されていると僕は信じてますけれども、民営化の話をされているわけですよ。しんかわ保育園は民営化じゃなくて、市の言葉を借りると民間化じゃないですか。民間化って何ですかっていうと、しんかわ保育園をなくすっていうことだけなんですよ。そこで、民間を作るのと1セットじゃないから、そこを混在させないで話さない、ということを僕は言っただけです。

・副会長

分かりました。今、〇〇委員の言っていた数字の問題、確保の問題、それを考えると、民設を増やしていくという考え方も出てくるじゃないですか。ですよ。私は、今、ご意見に対して皆に言っているだけなので、申し訳ないですけども。今、数を変えるべきだよという話じゃないですか。足りなくなったら、しんかわがあるんだから、しんかわでやりましょうよっていうことで、数字が変わりますよねっていう話の理解でよろしいですか。そうすると、それを特に公設でやらなくても、民設でやっていただいても私はいいと、そういう意見も出てきてしまうということですよ。

・会長

たぶんですけど、〇〇委員のロジックとしては、待機児童が出た場合のことも考えて、しんかわ保育園があるんだから、そこを使ったらどうだというご意見だったけれども、それを言うのであれば、しんかわ保育園じゃなくても、他のものも代用できるんじゃないかっていうことですね。ただ、あえてそこをしんかわだけに補填分を充当させるというご意見というのはどうなのかという、こういうことですか。

・副会

そうですね。私は、パブリックコメントの話も全て分かりますし、尊重はしますが、そのことをあえてここで議論する場ではないのかなと個人的には思っているのですが、意見は控えさせていただいたんですが、今、そういう数字の問題が、要するにどうやってその数字を確保するという問題でいけば、しんかわ保育園だけではなくて、民間の保育園の充実もあるだろうし、そういうのもあるだろうってことです、という意見として出させていただきました。

・会長

はい、〇〇委員、お願いします。

・委員

お休みしていたので、その間の議事録は読んでおりますが、もっともっと子ども・子育て会議で考えなくてはいけないのは、しんかわ保育園の現況の施設が非常に老朽化しており、建築基準なんかも、確か昭和 57 年ぐらいに変更になった建築基準を満たしていない建物になっていると思います。

・委員

なってないですよ。耐震の補強をしてますよ、今は。理解してしゃべってくださいよ。訂正してくださいよ。

・委員

ただ、それは最低ラインの基準であって、今はお子さんを預かっている施設は本当に首都直下とか、いつ起こるか分からないという状況にある中、安心・安全にお子さんを預かる施設を私たちはしっかり考える立場にある。議員の方々は、色々税金のこととかね、色々なことを、あと、お子さんの人数の推移とか、そういうことも色々考えるかもしれないけれど、一番根本のところは、私たちは安心にお子さんを預かる場所を大切にするというのが子ども・子育て会議のスタンスじゃないかと思うんですが。もちろん耐震補強、当然どこも求められて、私立幼稚園なんかもそういう形でやっているところがありますが、最終的に本当にもっと大きな災害のことを考えると、どうしても建て替えが必要ということになる。そこで、建て替えをするには、国の政策が民間活力導入ということで、一切国からの補助がない。運営費のみ、通っているお子さんのためにずっと出し続けていますが、最終的には全部市税で建て替える必要があるという、そこからこういう話になっていったということだけお話しをさせていただきたいかなと思いますので。

・会長

はい、ありがとうございます。〇〇委員、いかがですか。

・委員

遅れてきまして、申し訳ありませんでした。パブリックコメントなんですけれども、し

んかわ保育園という言葉がものすごくたくさん出てきていまして、私は、子どもたちは幼稚園に通っていたものですから、幼稚園も私立の幼稚園でしたので、もしうちの子が通っていた幼稚園がなくなると仮定した場合に、私はそこまで思い入れがあるかなっていうのを感じまして、皆さん、このしんかわ保育園をお子さんが卒園された保護者の方はすごく思い入れを持ってらっしゃるんだなっていうふうに感じました。また、なんでここまでこだわるのかなっていうのも、正直言って感じた部分でもありますし、さっき副会長がおっしゃったように、別の形で対処をしていってもいいんじゃないかなというのは感じました。あと、先ほどから話が出ているとおり、この子ども・子育て会議の場でこのことを議論する内容ではないんじゃないかなというふうに感じた部分もあります。以上です。

・会長

はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

僕はあまりパーソナルな、個人的な話をここでするのはどうかと思うんですけども、うちの娘はダウン症だっという話を最初にしたじゃないですか。今はダウン症の娘を温かく迎えてくださる小規模保育園に通ってるんですよ。で、あと1年で出なきゃいけないんですよ。で、受け入れてくれる保育園がありますかっていう話を前から各園に当たってるんですよ。温かく、何のためらいも見せずにいつでも来てくださって言うてる保育園って本当に限られるんですよ。で、〇〇さんのお子さんが通っていた幼稚園って、園庭ありましたよね。園庭がないところに子どもを入れたいと思います？

・委員

今はもう、そうですね、できればあったほうがいいと思いますけれども、そのときの状況によって変わるんじゃないかなと思います。

・委員

まあ、あったほうがいい訳ですよ。例えば、今日、2つ目の議題にあった新設される保育園に園庭がなくて、近くの公園を使う予定。しんかわ保育園は当然園庭がありますよね。僕はもちろんしんかわ保育園の保護者としてもそうですし、公立保育園を代表する連合会の代表としても話してはいますが、最初に、〇〇さんの前に僕が訴えたかったのは、そもそもパブリックコメントでこの意見が出てます。この意見はたまたましんかわ保育園の意見が多いけれども、パブリックコメントを行政に対して考慮するように我々から働きかけができないんですかっていうことを問いたいんですよ。もちろん〇〇さんがおっしゃったように、しんかわ保育園をなくさないでください、そういう決議を取れたら素晴らしいと思います。でも、それは叶わないと思うんですよ。であれば、せめて我々は民主主義のプロセスに乗っかってる一つの会議体、諮問機関として、パブリックコメントも同様に民主主義を反映するプロセスで作られていて、少数意見が反映される、あるいは考慮されるように行政に働きかけることを反対する方いらっしゃるんですか。もしいらっしゃらないのであれば、子ども・子育て会議として、この少数意見が考慮され、反映されるよ



うに強く訴えかけるという合意はここで取れないものでしょうか。たまたまその結果はしんかわ保育園ですよ。私の子どもはしんかわ保育園ですし、しんかわ保育園を代表する保護者ですけれども、そもそもパブリックコメントを少数意見として汲み上げるような仕組みを我々は残さないと、本当にこのコメント5とコメント6に書かれているように、子ども・子育て会議って何なんですかっていう問いになると思うんですよ。ここでこういう資料が配られているっていうことは、ここに書かれている意見は我々はちゃんと検討して、汲み取った上で、行政に対して子ども・子育て会議としての意見をまとめるべきなんじゃないかと私は理解していて、〇〇さんがおっしゃったように、具体的な政策について云々っていう話はここでは当然無理だと思ってるんですよ。但し、もう一度繰り返しますよ。子ども・子育て会議として、ここに出された意見を考慮するように働きかけることを、働きかけてくださいっていうことを決めることぐらいはできないんですか。せめて、本当せめてですよ、100メートル走の1メートルぐらいの譲歩ですよ、僕らにしてみれば。それぐらいの温かさって子ども・子育て会議にはないんですか。それとも今、おっしゃったように、皆さんがおっしゃったように、そもそもこれはしんかわの意見だから取り上げる必要がないというように棄却されちゃうんですか。

・会長

はい、〇〇さん、どうぞ。

・委員

たぶん行政としても、市長さんにしても、このパブリックコメントを最大限に考慮して様々検討しながら進めていってくださるのではないかと私は信じています。

・委員

それをこの会議として改めて強く求めるっていうことには、じゃあ賛成されるんですか。

・委員

最大限に考えていただきたいということで、会としてというのはあれですけども、私としてはそういう意見があったということは議事録にも載りますし、それで構わないんじゃないかなと思います。

・委員

ということは、考慮してくださいっていうふうに訴えることに対しては賛成だと理解していいですか。ちょっと分かりにくくて。そういうふうに理解していいですか。

・委員

そうですね。議事録に残りますので、市長も必ず読んでくれますよね。

・委員

ほかの方はどうですか。

・会長

どうでしょうか。ほかの委員の皆様はご意見は。〇〇委員、いかがですか。

・委員

すみません。私もこの会議、初めてなので、会の趣旨ってというか、会の持っている性格上のものがよく理解できていないので、今、〇〇委員がおっしゃったように、そういう意見をまとめて、意見として上げられるものなのかどうなのかすら分からない。ごめんなさい。なので、そこを教えていただきたい。で、そういうものができるっていうことがあれば、またそれはそれで皆さんで話すっていう時間が作れると思うんですけども、そういうものじゃないっていうことになると、根本から話が違うのかなっていうふうに思うので、そのところを教えていただきたいなど。

・会長

それは事務局のほうから、会の趣旨を改めてご説明いただきたいというふうに思います。

・委員

その前に…。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

5番のコメント、読みますね。「以前、子ども・子育て会議の傍聴へ行かせていただいたが、短い時間で複数の課題について賛否を問う中で、果たして委員の方々が内容を理解して賛成や反対に手を挙げているのか甚だ疑問に感じた。場の委員が内容を理解できていないまま、もしくは議論の成熟をみないまま、委員長の促しによって賛否が決められているように見えた」。今、おっしゃったのは、そもそも委員でありながら、この委員の位置づけが分かってないっていうコメントじゃないですか。これはどういうふうに理解したらいいんですか。子ども・子育て会議のメンバーは、他薦であろうが自薦であろうが、あるいは団体推薦であろうが、各団体あるいは市民を代表してここに来てる訳じゃないですか。少なくとも僕が入った期から3回目か4回目ですよ。で、今みたいな議論がありながら、なぜこの子ども・子育て会議が行政に対して、ひいては市民に対して正当性を持ちうるんですか。自分がここにいる目的、会議の目的を理解しないでここに座っている人の意見が、どうしてしんかわ保育園の廃園に反対する人の意見を消しましょうっていう多数派の意見に飲み込まれる結果にならないといけないんですか。〇〇さんにすごい聞きたい。この5番と6番、子ども・子育て会議って機能してるんですかっていう質問ですよ。これはどう捉えたら、どういうふうに説明するんですか、市民に対して。会議の趣旨がよく分かってませんという意見が平然と出される会議ですよ。そこで合意決定がなされてるんですよ。で、結果、苦しむ市民、保護者がしんかわ保育園にいっぱいいるんですよ。ここの説明責任って、あなたはどうするんですか。

・会長

非常に簡単でございます。まず、この子ども・子育て会議においては、冒頭より、今回のこの期においても他区・他市に負けないほどの議論を非常に多く重ねております。で、今、〇〇委員から、〇〇委員の発言を踏まえてお話しがあったかと思うんですけども、これだけたくさん議論がなされていく中で、委員としてもどのように答えていいのか混乱することってというのは当然あると思うんですね。その言葉が、今のお言葉だったんじゃないのかなというふうに私は理解しています。誰もがここに来る、例えばですけど、この5番、6番に対してあなたはどう思いますか、会長としてどう思いますかって言われてますけど、前回においたって10時半までですよ。皆さん、一生懸命議論したじゃないですか。これをもって怠慢だと言えないと思いますね。もしそうであれば、それは感じた方は、そういうふうなことを感じる方もいらっしゃるかもしれない。しかしながら、今ここにいる委員の皆様は、それは〇〇委員も、〇〇委員においてもですよ、皆さんにおいてですよ、一生懸命やっていたと思っていますよ、私は。皆さんの私的な時間を費やして、この時間に集まっていたいて、事前に資料を読み込んでいただいて。ただ、発言の中でうまくご理解いただけないような、もしくは誤解を招くかもしれないようなご発言があることもあるかもしれない。私はそのように思っていますので、この5番、6番、もし進め方に疑問があるということであれば、私は正面から、一生懸命やっていますと。そうやって思われるかもしれませんが、我々の会議の委員は皆さん一生懸命やっていますと胸を張って言える、そのように感じております。

・事務局

事務局としての見解でございます。これまで、この子ども・子育て会議においてご説明させていただいた内容ですとか、ご議論いただいてきた内容につきましては、その経緯を重く受け止めるべきだと考えております。先ほど、会長からもお話しをされましたけれども、長い時間を割いて皆様に真摯にご意見を、議論を交わしていただいて得た結論だというふうに思っているところでございます。重いものであるというふうに考えております。パブリックコメントでそれと異なるご意見をいただいたとしても、それについては、これまでこの会議においてなされてきた議論に基づいた見解をお示ししていくべきと考えているところでございます。それ以外の新しい観点、切り口に当たるご意見については、本日皆様からいただいたご意見を参考として、答申案への反映を行うものなのかというところはあろうかとは思いますが、もうすでに一定の結論を得ているものについて、またここで堂々巡りの議論をされているなというふうに、今、外から聞いていて思っているところでございます。今回、答申として諮問をさせていただいているところが、この支援事業計画の答申をまとめていただくというところをお願いをしているところでございます。その諮問をしている支援事業計画に記載すべき内容としてふさわしいものなのかどうかというところを委員の皆様にご判断をいただくべきであると、そのように考えているところでございます。以上でございます。

・会長

はい、どうぞ。じゃあ、先に〇〇委員どうぞ。

・委員

ちょっと考えをまとめるのに時間がかかって、今もうまく話せるか分からないんですけども、三点申し上げたいなと思っています。まず、一つ目に、〇〇委員が先ほどおっしゃった加筆の部分です。そこについては、答申案に対してこういった修正を加えるべきなのではないかっていう委員としてのご意見と私はしっかり受け止めて、自分としての考えをまとめなければいけないというふうに、今もまだちょっと迷っているんですけど。というのは、待機児童が出てしまう可能性があるのはしんかわ保育園近くの地域だけではないと思うんですよね。これが例えば滝山付近で、もしかしてですよ、出た時に、既存施設の利用で私たちはやっぱりしんかわ保育園がつつい頭に入ってしまったんですけども、例えば滝山とか、もっと南の地域で起きた時にはそうはいかないって考えるとどうなんだろうってところで、まだ結論が自分の中では、〇〇委員の考えに対しての結論がまだ出てはないけれども、真剣に考えていますということをもっと一つ目に申し上げたいです。二つ目として、〇〇委員のおっしゃったパブリックコメントを重視すべきだということについては、全く同様に考えますけれども、同時に要綱に明記をすでにされているということを考えれば、むしろ、おそらくこれまでの行政の、今の私自身も東久留米市に出向、東京都から派遣されている状態ですけれども、東久留米市の過去のこういったパブリックコメントの取り扱いを考えても、この後に行政側から当然これに対しての一定の回答が出るはずなので、それを見てみたいなというふうに、まあ見てからももしかしたらこの議論を最終的に行ったほうがいいのかしらと思う部分がありますということが二点です。最後、三点目なんですけれども、少し感想を述べて申し訳ないんですけども、答申案の38ページをご覧くださいと、今回加筆が入ったと思うんです。このことについては、〇〇委員も特に第二小学校の学童の部分を引き合いに出して、非常に課題があるんだというお話をされた。私もそこに、全てではないけれど一定程度納得できるものがあった。とても共鳴できるものがあったので、せめて安全・安心について明記をすべきではないかと発言したと思います。その時に、私の記憶では、今、記録がない状態でしゃべっているのごめんなさい。私の記憶では、その時に事務局からは特に加筆のつもりはないっていうご発言だったと思うんですけども、私たちが重ねて意見を言ったところ、最終的に会長との調整の中で加筆がなされたっていう。これはやはり、子ども・子育て会議の議論がきちんと反映された部分として、私はとても、今、印象的に感じている。だとすれば、私たちがここで議論すべき、ちょっといくつか拡散してしまうんですけども、さっきの〇〇委員のおっしゃった加筆の部分をもっと少し時間をかけてしっかり考えて議論させていただけるとうれしいなというふうに、今、感じていますということをお意見として述べさせていただきました。

・会長

はい、ありがとうございます。はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

もう泣きそうなくらい感動しています。ありがとうございます。先ほど、もう一度決まったことではないかっていう事務局からの発言がありましたけれども、〇〇委員から意見

があったように、〇〇さんからの意見があったように、ちょっと詰めて議論をしたほうが良いと思うんです。私は、「例えば」とさっきも実は言ったつもりだったんです。私の提案というのは例えばの話です。私の提案に賛成、反対っていう感じにするっていうふうにはしたくないんです。したくないというか、もっと色んな意見があるでしょうから。できたら、私は会長に取りまとめというか、一番最初に確認したように、副会長はちょっと違うご意見があるのかもしれませんが、パブリックコメントの目的を確認したじゃないですか。とすると、市民の声を的確に反映することが目的だというふうに訓令で決まっている訳ですよ。で、それが今回パブリックコメントを行ったのもそれが目的だと。私は出てきた声を、何度も繰り返し言うようですが、100%全部反映しなければならないんじゃないかって言ってるんじゃないんですよ。このうち、じゃあゼロでいいんですかと。全く反映しないと。その26件の意見が来たけれども、そのうち24に共通した意見が出ていると。その意見を全く、少しも、ゼロでいいんですかと。何らか、意見は色々違うんだから、完全に100%できないとしても、何らかの努力をしようじゃないですかと、さっき〇〇委員が紹介していただいた学童のところで表現ぶり、私は事務局や会長のご努力に、あの時、私はご一任することについて反対しちゃったんですよ。だけど、どうなるか分からないことには賛成できないからというふうに、私はそう言って反対してたんですけど、けれどもご努力いただいて、私はこういう表現をいただいたことに非常に喜んで感謝しているところなんですけれども。なんかこう、知恵を起こそうじゃないですか。ゼロでいいんですかと。せつかくパブリックコメントの意見が出ていると、それが反映されるのが目的だと確認したと。にもかかわらず、ゼロじゃなくて何らか努力しましょうよと。せめて、私の提案に全部乗れっていうふうには言いませんので、会長のほうから、例えばちょっとご意見をまとめていただいて、妥協点、市民の声をなるべくなんとか反映できるところはどこなのか。ゼロにはしないということのご努力をいただけないだろうかというふうに思うんです。

・会長

はい、ありがとうございます。私のほうからの意見を述べる前に、ほかの委員からはいかがでしょうか。どうでしょうか。事務局は何かございますか。

・事務局

いただいたご意見をゼロにはしない努力というところのご意見をいただいているところでございます。先ほど、委員の方のご意見でもございましたが、ここまでの議論というものがしっかりと議事録に残っていく、それだけでも十分な反映をしているものだというふうに事務局としては考えているところでございます。必ずしも支援事業計画への文面への反映、それをもってしてパブリックコメントの意見を反映させる、そういった意味合いではないというふうに考えているところでございます。この時点においても、十分に委員の皆様からのお考えであるとか、慎重に進めるべきだということの重みというところでは伝わったところもありますし、それは議事録から読み取れるということになっている。そういったところかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

・会長

ほかの委員の皆様はいかがですか。今の事務局からのご意見も踏まえて。では、私のほうから意見をちょっと述べさせていただきます。今、〇〇委員がおっしゃっていただいた、パブリックコメントに対して、まず前提としましては、パブリックコメントの市民からいただいた声に対しては、この後、市のほうで全て回答をいたします。そもそもそういう性質のもので、パブリックコメントに対しての回答は我々にあるのではなくて、まず、パブリックコメントそのものに関しては市が責任を持って対応するということですので、次回予定しております会議の時には、おそらくこの全ての設問に対する回答というものが市のほうからおそらく出てくるだろうというふうに思っております。今回、6日の夜中で切っておりますので、皆さんにできるだけ早くこの内容を見ていただくためにということで、おそらくいくつかは回答の準備を、早く来たものに対してはですね、されていたと思うんですけども、今、来たものを一覧をしているというのがこの紙ということで、まずはこの点をご理解いただきたいと思います。二点目のご理解といたしましては、この答申案そのものについては、前回素案ということで、皆さんから一応決を採らせていただいて、これでいきましょうということの話がありました。まず、これが二点目。で、三点目、〇〇委員のほうから今あった、じゃあゼロでいいんですかということですが、これに関しましては、今回これだけ改めて委員の皆様からの多くの言葉、それから議事録にも残るということもありましたけれども、これは、ぜひ前回のこの38ページでしたっけ、〇〇委員のほうからご提案をいただいて、私のほうからも、ぜひそれは委員の皆様のご意見だということだったので、働きかけをさせていただいて文言を決めさせていただきました。もし皆さんがよろしければ、実際に具体的に反映できるかどうかは分かりませんが、その働きかけのほうは私のほうからしたいというふうに思います。市に対して。

・委員

何か文言を足すとか。

・会長

文言を足す必要があるのか。パブリックコメントに対してのこの意見、皆さんからいただいたことに対して、これだけ今、議論をしましたと。これに対して、今、すでに決まってはいますけれども、この中に踏み込むべき、斟酌すべきものがあるかどうかということに対しては、市のほうと話をしたいと思います、ぜひ。その結果、どのようにできるか、もしくはできないという判断ももしかしたらあるかもしれない。ただ、今回、我々がパブリックコメントをした理由というのは、あくまでもこの素案に書かれていることに対するものでしかないの、それ以外のことが載るっていうことはないです。ただ、考え方があるので、これだけは先に申し上げますと、これを言うんだったらこれって紐づいていて、このことを言ってるんじゃないのという議論はおそらく予想されます。ですが、そこは慎重な判断をさせていただきたいというふうに思います。慎重な判断というのは、委員のほうからあった議論を無下にしない。委員のほうからというよりも市民の声ですよ。無下にしないという形で反映できる方法があるかどうか、これは探りたいというふうに思います。〇〇委員、どうぞ。

・委員

二点、意見があるんですけども、まず、パブリックコメントを無下にしない云々という発言が最後に会長からあったんですけども、それはそれできちんと反映はもちろん重要視はしていただきたいと思うんですけども、やっぱり子ども・子育て会議の会長としてお話しされるので、委員の意見について十分にご協議いただく、そこを主にさせていただきたいなと思っていますし、調整に入っていただけというところで、私は十分納得ができたなというふうに思いました。二点目が、前回素案で、そこで1回採決を取っているのは事実なんですけれども、今回3箇所訂正だったり、加筆があったり、概数の部分がはっきりした数になったり、それからさっき話題に出た38ページの加筆の部分、ここについては採決を取った訳ではないと思うので、答申案としてきちんと、今日取ってしまうとその調整もできないということであれば、調整の後に取っていただきたいなというふうに思っているんです。というのは、細かいことなんですけれども、例えば38ページ、「安心安全な育成について」という表現があるんですけども、私が身を置いている学校教育の世界では、安全だからこそ安心ができる、なので、「安全・安心」なんです。普段「安心安全」と言わないので、ちょっと私の中では違和感があって、細かいことなんですけど、そういうところのご調整をいただきたいなと感じています。答申案にされるのであれば、今回、初めてこの文言を見たので、そのような意見を持っています。以上、二点です。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

意見ではなくて、今日、採決するんですか。

・会長

します。

・委員

これ、もう一回議論があるんですか。

・会長

今、整理します。今回、予定では採決をするかもしれない。しかしながら、それはもちろん話し合いの中でそういう方向で行けば採決も。採決というのは多数決という意味ですか。

・委員

今日、確定しちゃうのかなと。

・会長

確定をするかどうかは、最終的に、今、〇〇委員のほうからも話がありましたので、私のほうとしては、委員会として持ち帰って、事務局とこのパブリックコメントに関する調整の部分について、何度も申し上げているように、反映できるものがあるのか、ないのかということを確認をさせていただきたい。それをもって、今、〇〇委員のほうからあった2番目の例えば1ページ目とか、25ページ目、入れましたよというのはおそらく皆さん、問題はないと思うんです。また、教育現場に長くいらっしゃる方ですので、私は、そういった識者が入っていただいているというのはそういう意味でもありますので、ぜひそれは採用したいなというふうに思うんですけれども、ここは、〇〇委員がおっしゃった、今回素案から答申案で変更になった点についてだけは、まずは今日は確定をしたいなど。これについては確定をしたいというふうに思っています。

・委員

何を。

・会長

文言、追加分の。例えば、1ページ目の91万8千400人というふうに確定しましたとか、4箇所、3箇所ですね。1ページ目と25ページと38ページのところについては、まずは確定をしたいというふうに思っております。これに反対の方はいらっしゃいますか。

・委員

聞きたいんですけど、この素案からの変更点だけしか議論の余地がないということではないんですよね。〇〇さんの話した今の話をすると、あとさっき事務局がおっしゃったのは、これまで話されたことはもう決まっていることだから、今更蒸し返されても困るよというふうに聞こえなくもないんですけれども、今回、この答申案の位置づけって、差分のところだけの議論で、それ以外のところはもう前回までに採決を取って合意されたので、もう議論の余地はないですってということなのか、どういう位置づけなんですか。

・会長

前者です。もう素案の部分については、前回、皆さんにご意見を聞いて採決されたので、基本的には変える予定はございません。但し、本日示された91万8千400人であるとか、そういった具体の数字、大きく内容に影響しないだろうという、この点については、皆さんからご意見を聞いて変えたいというふうに思っています。加えて、〇〇委員から話があった、委員の中でこのパブリックコメントを受けて反映するかどうか、その部分については私に預けていただきまして、市のほうと調整をさせていただいて、次回にご意見を皆さんからまた頂戴する、このような整理でおります。いかがでしょうか。どうぞ。

・委員

会長にご努力いただきたいという提案をし、会長にそういうご思案をいただいたことに、本当に感謝したいと思うんですけれども、もうちょっと時間があるので、さっき〇〇委員



からありましたけど、私の提案に対して、そのままじゃまずいような気がするんだけど、何か表現ぶりが色々変えられるかどうか考えてみたいというご趣旨があったかと思うんですけど、もうちょっと何というか、会長も事務局と相談する時に、どういう意見を念頭に議論するかってあるじゃないですか。だから、もう少しちょっと落ち着くところがそうなるとしても、もう少し意見を出し合ったほうがいいんじゃないかと思っています。

・会長

私の立場から言いますと、この答申案を期日まで出さなければいけない。そうすると、皆さんのご予定を鑑みて、これまで最大限やってきたつもりであります。もちろん、人によって足りないという厳しいご意見もあって然りだと思いますが、そこはぜひご理解をいただきたいというふうに思います。決して、これまでの議論の中で各委員からのご意見を軽視するような、また、議論に対して飛ばすようなといいますか、そういうことはこれまでもなかったと思っております。もちろん、それは感じ方の問題ですので、違うとお叱りを受けるかもしれませんが、ぜひそこはご理解いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

・委員

ちょっと分からないんですが、まだ1月ですよ。で、これは4月から実行する計画ですよ。間に合わせないといけないって、次回の会議って2月に例えばあるとしたら、2月でも議論できて間に合う。2月でやったもう間に合わなくなっちゃうってことなんですか。どう間に合わないのか、よく分からないんですけど。こう色んな意見が出ていて、文言をちょっとどうしようかという意見も出てるんだったら、次回も引き続いて議論をします。残りの部分についていいですねと確認されるのは別に構わないんですけど、私は無理無理何というか、私の意見を押し付けたいか思っている訳じゃないんですけど、多様な意見が出ているというもとの、急に会長だって文言調整で全部一任されるよりは、自分で相談した上でできた文言を皆でまたもう一回叩くというプロセスがあっても、もちろんそれについては色んな、例えば私がちょっと不十分だからって反対とかあるかもしれませんが、一定のプロセスがあったほうが会長としても安心というか、安堵されるというか。もう一回議論することはできないんですか。

・会長

今日の結論といたしましては、まず皆さんに確認したいんですけども、今、〇〇委員からありました、この追加分に関してのみ、皆さんに採決を、まずさせていただいてよろしいですか。1ページ目、25ページ目、38ページ目に対して。で、38ページ目に関しては、〇〇委員のほうから「安心安全」のところを逆にして「・」を入れたほうがいいという貴重なご意見がありましたので、それを反映して変更するということまでのご判断に関しての、皆さんから一定の採決といいますか、確認をしたいんですけども。これに対して反対の方はいらっしゃいませんか。

・委員

その3点をここで採決を取るとおっしゃっているじゃないですか。その意図するところが、結局、元々のベースは素案で採決を取って合意されてます。で、追加された点について合意が取れました。従って、この答申案は合意されたものとみなしますっていうことをおっしゃってるんですか。

・委員

私の理解の仕方が違っていたらまたご意見をいただきたいと思うんですけども、3点についてまず採決を取ります。それをやってしまったら、素案の段階で決を採っているの全部OKということになるんですかっていう趣旨のご発言だと思うんですけども、さっきから繰り返し会長は、少なくとも今日出た意見を踏まえて、加筆・修正ができるのかどうかということを事務局と調整するという発言を繰り返ししています。ということは、この後に、次回だったら次回に、その部分をこのような調整結果になっております、その部分についての再度採決ですっていうことになるんだと思って聞いています。違いますか。

・会長

その通りです。

・委員

で、〇〇委員の質問は、1月末に1月分があるじゃないですか、その場で議論がもう一度なされることはないんですかっていう質問ですよ。

・委員

もう一回議論するのかっていうこと。だけど、今、会長がおっしゃったのは、もう一回議論すると。2月か分かりませんが、ということですよ。

・委員

であれば、その調整をする時に私も入れていただけませんか。なぜなら、僕はしんかわ保育園の保護者であり、公立保育園を代表する連合会の会長であり、どういう話がされたかというのを説明する責任がある訳ですよ。それは認めていただけますか。あるいは、皆さんに聞きたいんですけど、僕がその場にいることに対して反対をする方っていらっしゃいますか。

・委員

賛成します。

・会長

ご希望ですが、これは決を採ってもよろしいですか。私は、個人的には会を代表している、会の会長ですので、私に一任していただきたいというのを、前回も含めてお願いした経緯がありますので、私の立場としては反対を申し上げますが、皆さんが採決を取って

ただくと。ちょっと待ってください。〇〇委員から、責任があると言いましたけれども、〇〇委員の責任も、私の会としての責任として、更に会としての責任を私は担っていますので、そこはお含みおきいただきたいというふうに思っていますが。〇〇委員、どうぞ。

・委員

私は〇〇さんの意見に賛成です。保育園の保護者の、市の保育園の父母会の連合会の責任者です。そういった方が、私は学童から来ているので、私を入れるとは言いませんよ。私が提案した議題ではありますが。私を入れることは求めませんが、保育園の保護者、関係者が文言調整に関わっていくということは十分あっていいと思います。それで、すぐに採決を取るんじゃないくて、皆さんの意見を採るっていうのは大変大事だと思うんですが、さっきの話と同じですが、100%ではなくたって、そういう趣旨を汲み取って何らかの関与ができるような手立てはないかと。賛成、反対ってすぐやっちゃうんじゃないくて、何かもうちょっと知恵を使う方法はないでしょうかね。

・会長

大変恐縮でございますが、調整に関しては私のほうでさせていただくと。その後に、皆さんからもう一度意見を聞く場を設けているということを再三申し上げております。ですので、もしその時点で〇〇委員のほうから、いや、これは足りない。もしくはこれを入れていただきたいというようなことがあれば、まさにそれは、その会を代表している責任者として、この場で、むしろ皆さんがいる場でご意見を頂戴して、最終的な答申案にするのが真っ当なプロセスだと私は感じておりますが、いかがでしょうか。

・委員

僕は皆さんに言いたいんですけども、結局、僕が入っても、僕の意見がそのまま通ることってないと思うんですよね。

(「そんなことはないです」の声あり)

だって、廃園しないでくださいっていう意見って来る訳じゃないですか。そんなの載せられません

ってなるじゃないですか。そんなの、普通に考えれば分かる訳ですよ。ただ、せめて情として、関係者ですよ、僕は。保護者であり、しんかわ保育園に入れたい娘がいて、連合会の代表をされていて。その僕がその場にいることすら認めていただけないんですかね。分かりますよ、〇〇さんがおっしゃっていることは。でも、結局時間がない中、じゃあこうしますって決定権は〇〇さんと行政側にある訳ですよ。せめてその場に僕が立ち会うっていうことすら、そこにあえて反対する理由ってどこにあるんですかね。

・会長

すみません。今、最後に決定権の話がされましたが、決定権は私にある訳ではなくて、あくまでも調整するというのを私がやるだけであって、決定権はこの会議にある訳ですよ。そこは間違えていただかないように…。

・委員

その調整した結果をここに持ってくるかどうか、どういう内容を持ってくるかっていう決定権はお二人にある訳ですよ。ごめんなさい、そこは説明が足りなかったです。そこに僕の意見がどう反映されるか、あるいはこのパブリックコメントの意見がどう反映されるかっていうことも含めて、次回の子ども・子育て会議の皆さんの目の前に出される資料の決定権は二人にある訳じゃないですか。僕はその内情、どういう議論を経てそうなったのか、さっき〇〇さんがおっしゃってましたけど、じゃあその場であなたは意見を言えればいいじゃないかって。どうせ意見を言うんだったら、最初から言って、それを織り込んでいったほうが、効率的でもある訳じゃないですか。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

〇〇さんの思いはすごく熱いなってすごくいつも思うんですけども、もしそこで意見を入れてほしいっていうんでしたら、文章化して、それを託すっていうのはどうでしょうか。それを踏まえて会長と市のほうがお話し合いをして、〇〇さんの意見も踏まえた上の文章を会長も考えてくださるんじゃないでしょうか。

・委員

文章であるべきで、僕がそこに参加してはいけないうって根拠はどこにあるんですか。なぜ文章じゃなきゃいけないんですか。

・委員

会長にお願いするという意味で、皆同じ委員で、なおかつ会長が市と掛け合ってくださいという立場を利用してくださっているんで、一任するという意味です。

・委員

皆が同じっておっしゃいますけど、それぞれ代表する団体がいる訳じゃないですか。僕は直接的なステークホルダーな訳ですよ。だから、この件に関しては皆さんとちょっと違うと僕は思ってるんですよ。でなければ、そもそもなぜそれぞれの団体を代表するポジションを置くんですかっていう話になるじゃないですか。それは、それぞれの団体あるいはその背景を代表する人を置いて、その意見を汲み取りやすい仕組みを作るために僕がいる訳であって、幼稚園の保護者の代表がいる訳ですよ。この点に関しては、表現が適切かどうかは分からないんですけども、同じではないと僕は思ってるんですよ。

・事務局

よろしいでしょうか。

・会長

お願いします。

・事務局

ご意見としては分かりました。一点申し上げたいところがございます。今、お話しをいただいているのは、あくまで支援事業計画でございます。全体の計画のお話しをさせていただいている。そこに、しんかわ保育園というふうに個別具体のというところが出ていますけれども、本来はそれをどうするかということを定める計画ではないというところが、まず一点あるのかなというふうに考えております。大きくうなずかれています委員の方もいらっしゃると思いますが、そういったところを踏まえながら、あくまで会長が調整されるのは支援事業計画としての内容というところがございますので、そこは全ての委員の方に関係している、それは同じであるというふうに考えているところがございます。以上でございます。

・会長

〇〇委員、どうぞ。

・委員

議事録に残る関係上、一応発言させていただきたいと思うのは、この計画はしんかわ保育園のことを決めるものではないとおっしゃられましたけど、しんかわ保育園や公立保育園を廃止していくと市が実施計画で決めています、その内容が盛り込まれて確保方策の数字が実際にそうやって反映されて決まっているものですから、市民が当然パブリックコメントで意見を出すのは当然ですし、この修正について議論されるのも当然だというふうに思うんです。事業計画に、この中に入っているものについて修正したり意見するのは、私は当然あってしかるべき。ここに書いてないものだったら別ですよ。だけど、そうなんです。私はあるべきだと。これは議事録に残る上、発言したいと思います。あともう一つは、何度も繰り返しているようですが、〇〇さんの意見、参加するという事は、ゼロか1かではなく、今あったように、紙で出すっていうのがありましたけれども、濃淡というか、とにかくすぐ採決じゃなくて、私は例えば、〇〇さんはそんなの困るとおっしゃるかもしれませんが、オブザーバーでいるとか、その場にいるというだけだとか、色んな濃淡ができるじゃないですか。もうちょっと知恵を使うというか、全部駄目ってゼロにしちゃうじゃなくて、皆さん、色んな人がいて、色んな立場、意見が違うとというのは元々私も承知していて、私も何回も議論をしているから意見の違いは分かるので、じゃあどこで折り合うか、すぐ採決じゃなくて、もうちょっと考えましょうよ。会長もすぐ採決じゃなくて、何か知恵はないですか。

・会長

くどいようですが、私はすぐ採決っていうことはしていませんが…。

・委員

〇〇さんが採決って、今、おっしゃっていたので…。

・会長

なので、まさに今、〇〇委員がおっしゃった知恵を絞るという意味では、〇〇委員がおっしゃっていただいたようなことがまさにそういうことかなと。ちょっと逆のことを言えば、紙で出すのが良くて、なんで出席するのは駄目なんですかの議論になると、じゃあ紙で出しちゃいけないんですかという逆の議論も当然出てきちゃう訳ですよ。

・委員

それは回答しますよ、僕が。

・会長

出てきちゃう訳です。なので…。

・委員

一方通行だからですよ。

・会長

なので、これは最終的に平行線になってしまうことでしょう。違いますか。出します。私はその場所に行きたい。紙で出してもいいじゃないかっていう話が、それぞれがそれぞれの言い分で平行線で、これ、結論は出ませんよね、きっと。〇〇委員は出たいと。ですよ。もう時間になりますので、締めも含めてなんですけれども、ちょっと誤解していただきたくないのは、私が市と話すのは、申し訳ないですけれども、しんかわが今、たくさん出てきましたけれども、しんかわのことを話す訳ではないですよ。あくまでも、この中のパブリックコメントの中において、しんかわのこともありますけれども、全体として必要なものを反映する必要がある、こっち（支援事業計画）のほうに組み込む必要があるかという話をするのであって、個別具体的にこの話だけを市と調整する訳ではないんです。なので、〇〇委員が来られてお話するっていうのもお気持ちはよく分かりますけど、十分紙でも、今回のパブリックコメントに対して市と調整するに当たっては、達成できている内容ではないかというふうに考えております。

・委員

今、おっしゃったのは、これ（支援事業計画）について市と調整するっていうことですよ。実際、26件中24件はしんかわないし公立保育園に関わることじゃないですか。これが3件だったら、あなた出なくていいですって分かりますよ。26件中24件ですよ。であれば、さっき〇〇さんがおっしゃったように、オブザーバーとしてその場でどういう調整がなされたのかっていうことをせめて把握する機会をいただいてもいいんじゃないですか。じゃあ、なぜ紙じゃ駄目なんです。一方通行だからですよ。出して終わりじゃないですか。

・会長

くどいようですけれども、その後に皆さんとお話しをする場を設けますということを再三言ってます。ですので、決してこれは一方通行ではないです。

・委員

いやいや、紙の話をしている訳じゃなくて。だったら、次回やる訳ですよ。であれば、そこでまたこういうふうに悶着が起きて時間ですよってなるんだったら、その悶着に巻き込まれるのは少数でいいじゃないですか。

・会長

はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

〇〇委員、今、悶着とおっしゃいましたけど、悶着を起こすつもりで行かれるんだったら、やっぱり参加をしないほうがよろしいんじゃないですか。あの、しんかわについて…。

・委員

じゃあ訂正します。「議論が紛糾すること」に訂正します。

・委員

〇〇委員はご自分の立場からして、この話し合いに入った時に、しんかわ保育園の廃園は絶対させないという思いで行かれると思うんですよ。ですが、そういうことを話をする場ではないということ。この答申案について、全体の調整をするということ。パブリックコメントからのご意見をどういうふうにしたら反映できるだろうかという調整をする話をしたいというふうに言っている訳ですので、そこでやはり〇〇委員が入って、しんかわのことが書いてあるんだから、それは絶対に答申案に載せなきゃ駄目だというふうにおっしゃられても、きっとそれは叶わないことになるのではないかないうふうに予測がされます。ですから、悶着か悶着じゃないかということは置いておいたとしても、この前も学童のことにに関して、〇〇委員が私も参加したいとおっしゃってたんですが、そうじゃなくてそれは会長にお任せしたらどうでしょうかっていうお話で、今回こういう答申案が出てきているということがありますので、そこはやはり〇〇委員も一回受けていただいて、〇〇委員もこれで良かったですっていうふうにおっしゃっていたので、その結果を見てどういうふうに思われるのかっていうことを考えていただいたらよろしいのではないのでしょうか。

・会長

では、最後のご意見にさせていただきたいと思います。すみません。  
（「最後ですか。」の声あり）

・会長

そもそもお時間も…。

・委員

たまたま私の名前が出たので発言しようと思いましたが、〇〇さんのほうから発言してもらったほうが。

・委員

さっき〇〇さんは同意していただきましたけど、パブリックコメントの内容を考慮する、反映させるように行政に対して働きかけをする。それはパブリックコメントの性質に鑑みて、民主主義のプロセスとしてパブリックコメントを大事にするという合意形成がここになされたと理解していいですか。繰り返しますよ。今回出された26件のパブリックコメントを行政は十分考慮して政策に反映させるように、私たちは子ども・子育て会議として訴えますということに対して、この場は合意が取れたと理解していいですか。

・会長

どうぞ。

・事務局

ちょっと議論を整理させていただきたいんですが、〇〇委員がおっしゃられていたことというのは、ここでこうやって真摯に議論をしていることがしっかり議事録にも残って、子ども・子育て会議としてこのパブリックコメントのご意見を丁寧に取り扱、また、議論をしているということになると。だから、これをしっかり議論することには賛成だという意図でお話しをくださったものだと理解をしておりますが、違いますでしょうか。

・委員

だから、それがこの場の合意形成として理解していいんですかっていうふうに聞いているんです。

・事務局

ここで議論をすることの重要性ということについて賛成だというふうにおっしゃられたというふうに私は理解していたんですが、違いますでしょうか。

・会長

ちょっと待ってください。ご本人から。

・委員

このパブリックコメントを十分よく読んでいただいて、考慮してくださいという意味です。ちょっと〇〇委員がおっしゃったこととはニュアンスが違うかなと思います。パブリックコメントの内容を盛り込んでくださいということではないです。

・委員

パブリックコメントに出された内容を考慮する、ですよね。パブリックコメントを考慮



するっていうことは、パブリックコメントのこの内容を考慮するっていうことですよ。

・委員

この内容をしっかり読んでいただいて、ちょっとうまい言葉が見つからないんですけども、この意見を大事に扱ってくださいねという意味です。

・会長

どうぞ。

・委員

おっしゃることがうまく噛み合っていないような気がするんですが、パブリックコメントに載っていることは、しんかわ保育園の廃園は反対ですっていうことが大勢を占めている訳ですよ。そのことに対して、私たち子ども・子育て会議としても、同意見です、反対ですっていうふうな意見を出す訳ではないんですよ。〇〇委員がおっしゃっているのは、結局そのパブリックコメントに載っていた意見を十分に考慮してくださいねということをして市のほうに訴えかけるということに同意しますというふうにおっしゃっている訳ですよ。それでよろしいですか。

・委員

そうです。

・会長

それでは、そういう意味で市のほうに、ちょっと話が戻りますけれども、最後になりますけれども、働きかけを、まあそういう意味での働きかけをします。これを反映するための働きかけをするという意味で、先ほどより私のほうで調整をさせていただきたいということをお願いしておりますが、これに賛成の方、挙手をいただきたいと思います。

(多数の挙手あり)

・委員

僕はその前に、これを働きかけるっていうことを子ども・子育て会議としてやります。その手段の一つが〇〇さんが調整する、じゃないですか。僕は前段をちゃんと合意形成をはっきりさせたいんですよ。〇〇さんが調整するのはその手段ですよ。僕は目的の話をしてるんですよ、もっと大きな。大前提の話を。今の〇〇さんのここの採決は、私がやります、いいですよ。それに対する採決じゃないですか。僕はそれじゃなくて、ここに書かれていることをちゃんと汲み取って、慎重に考慮してくださいねっていうことに対して、子ども・子育て会議として合意しますよねっていう話ですよ。

・会長

その点に関しては、特に皆さん反対はないんじゃないでしょうか。これに対してしっかりと…。

・委員

反対のある方は挙手していただけますかって聞いてください

・会長

分かりました。じゃあ今の〇〇委員の意見に対して反対の方、挙手してください。

・事務局

すみません、よろしいでしょうか。今の質問ですと、ちょっと一点明確になっていないところがあって、反映させるという言葉の趣旨、意味が明確ではないと…。

・委員

反映してくださいって言ってませんよ。考慮してくださいって言ったんです。

・事務局

考慮してくださいですか。で、ここにいらっしゃる委員の皆様の中には、今ここで、このように議論をしていること自体が考慮をしていることだと、そのように考えられているということです。

・委員

だから、事務局がそこで何でこの採決を取ることを拒むんですか。

・事務局

ごめんなさい。今、ちょっと皆さんがうなずかれたので、語尾を間違えました。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。ここにいらっしゃる委員の皆様は、ここで議論をしていることがこのパブリックコメントを考慮していることになっていると、そのように考えられているのではないかというふうに私は考えているところですので、皆さんのご意見を聞いていただければというふうに思います。

・会長

すみません、そろそろ…。

・委員

いやいや、お気持ちは分かるんですけども、発言がなければ私は発言する必要がないと思ったんですが、議事録に残る上ですけど、ここで議論をするのは考慮することの一つでしょうけど、今、会長が意見を呈して事務局と相談するという提案をされている訳ですよ。もうここで議論するだけで考慮するのはおしまいですよってというようなことをおっしゃられたら、ここで議論をするのは手段の一つでしょうけれども、それにとどまらず、会長はもう今から事務局と相談するよと、それをどうしましょうと今、提案されている訳ですよ。それを何か否定するというか、ここで議論しているからいいでしょうという感じに取られるような、そういう発言は…。

・事務局

否定はしていませんが、土台がちょっとずれが、ほかの委員の方との間にあるように感じたので、ちょっとそこはどうか、大丈夫ですかという確認を事務局としてさせていただいたところです。

・委員

誰もここで議論することが反映や考慮に役立たないと思っている人はいませんよ。今、問題なのは、そこで議論をただけでおしまいでいいんですかと、違うんじゃないんですかっていうことを、会長自ら、今、問題にされている訳ですよ。それを受け止めて、その議論をしないと、ここで議論をしたからいいじゃないかみたいな話をされると良くないんじゃないかと。私は、もう時間が迫っているので…。そういうことを言わなければ…。議事録に残っちゃうじゃないですか。

・事務局

でも、土台を揃えるのは大事ですよ。

・委員

そこは土台じゃありません。今、会長がおっしゃられることを重く受け止めるべきです。

・会長

はい、ありがとうございます。ということで、パブリックコメントを、ちょっとまとめをさせていただきますと、26もの、もしかしたらもっと書きたくても時間的に書けなかった市民の方もたくさんいらっしゃると思います。ですので、皆さんが今日これだけまたお話しいただいたことを私のほうでしっかりと斟酌させていただいて、できれば〇〇委員のほうからも何かお手紙等々でぜひリクエストいただきたいというふうに思います。私も、前回〇〇委員からいただいたものに対して、非常に時間をかけて文言の一字一文字、何度も修正してここまでやってきた経緯もあります。それも踏まえて、次回最終的な答申案を皆さんと方向性を決めていきたいというふうに思いますので…。

・委員

僕がさっきからお願いしている、このパブリックコメントで出された内容を十分考慮してくださいということを、子ども・子育て会議から強く要請しますっていうことの議決はなぜ取らないんですか。さっきから取ればいいじゃないですか。

・会長

さっき取ろうとしましたが…。よろしいですよ。今、〇〇委員が言われていることに対しては、反対の意見はないですよって言いませんでしたっけ。言いましたよね。皆さん、手を挙げなかったですよ。

じゃあ、反対の意見はないですよ。今、〇〇委員がおっしゃったことに対して、よろしいですよ。

(複数の「異議なし」の声あり)

・委員

手紙はいつまでに、誰宛てに書けばいいですか。

・事務局

よろしいでしょうか。

・会長

はい。

・事務局

議論の混ぜ返しになったら大変申し訳ないですけども、その手紙を出せるのは〇〇委員だけなのかというところについて、ちょっとご検討いただければと思います。

・会長

確かにそれはそうだと思います。そうしたら、今いる皆さんの意見の中で、今度、予定をする時期が1月の末を予定しておりますので、1週間ぐらいでよろしいですか。

・委員

違うでしょう。事務局と会長の調整に使うんでしょう、その手紙は。だから、次回の会議の前じゃないですよ。その調整がいつなのか、それまでに出すんですよ。

・会長

次回の会議の前に皆さんから意見をいただいて、調整をして、それを次回の会議に持ってきて皆さんから最終的に意見を聞いて合意形成を取るということです。

・委員

〇〇さんと行政で調整をするんじゃないんですか。

・委員

すみません、いいですか。〇〇委員、聞いていただいていいですか。私、〇〇さんが言いかけたのは、〇〇委員がおっしゃるとおり、次回調整結果を持ってくるためには1週間程度でって言いかけてましたよね。ここから1週間程度でって言いかけたところだったので、1週間というと大体15日だと思うんですけども、そこまでに私たちが希望する方は出して、それを元に調整を行って、次回持ってくるということを言いかけたと思っています。違いますか。

・会長

言いかけたんじゃないかと、言い切ったと思うんですけども。

- ・委員  
僕は、次回の子ども・子育て会議の1週間前って理解したんですよ。
- ・委員  
じゃあそれは誤解だったということではよかったですね。
- ・委員  
はい。じゃあ15日でいいんですね。
- ・会長  
よろしいですか。宛先は事務局でよろしいですか。
- ・委員  
〇〇さんが持っていくんじゃないんですか。
- ・会長  
私宛てのほうがよろしいですか。
- ・委員  
どっちでもいいですけど。
- ・会長  
それじゃあ、私宛てで結構です。ちょっと連休が入ってしまうので…。
- ・委員  
送付先は子ども・子育て会議でいいんですか。〇〇さんの連絡先を個人的に知らないの  
で。
- ・会長  
そうですね。市のほうに送付していただいて、私のほうにフィードバックしてもらおうと  
いうことで。
- ・委員  
はい、分かりました。じゃあ15日ですね。
- ・委員  
間に合いますか。前提として、しっかりやる前提で予定を取りたいので、もし15日が市  
のほうで、祝日が入っているの。
- ・委員  
であれば、後日この日までに送ってくださいというのを教えていただければ、明日とか

言わないでくださいね。送ってくだされば、それに向けてやります。

・会長

では、改めてそれについては、皆様のご意見を頂戴する場を設けたいというふうに思っています。繰り返すようですけれども、皆さんから、〇〇委員以外の皆さんからのご意見も承りたいというふうに思っておりますので、忌憚のないところのご意見を頂戴できればというふうに思います。

次回の日程につきまして…。

・事務局

答申案の変更があった部分と、「安全・安心」の部分については…。

・会長

それはOK、皆さんOKです。

(「決を採っていない」との声あり)

・会長

それでは、よろしい方、手を挙げてください。

・〇〇委員

すみません、変更点を。遅れてきたので、聞いていないので。

・会長

事務局のほうから正確にお願いします。

・事務局

それでは、そちらのところを改めてご説明させていただきます。まず、1ページでございます。「(1) 子ども・子育てをめぐる動きについて」で述べられている平成30年の出生数のほうが、前回会議までは概数でお示しをしておりましたが、出生数は91万8千400人へ、前年との差については2万7千746人へと確定数が出ましたので、こちらのほうに修正しているところでございます。

次に、13ページでございます。「(4) 東久留米市の就学前人口の今後の推計」というところで、13ページ右下に推計の参考元が記載されていますが、この参考元の名称を正しいものに修正をしております。

次に、25ページでございます。A3のものになります。地図のほうを追加させていただいております。

・事務局

続きまして、資料38ページをご覧くださいければと思います。「(11) 放課後児童健全育成

事業」についてでございます。

前回会議の中で、会長、副会長、事務局間で文案の調整をすることになった点についてご報告させていただきます。前回の会議でご意見をいただきました安心安全な、こちらは先ほど指摘いただきましたので、「安全・安心」という形での訂正になろうかと思いますが、育成について、条例に基づく適性な配置の下、活動時及び登降所時の事故やケガの防止についての研修を充分に行い、安全に留意して育成支援を行うという記載を追加させていただいたものでございます。また、文章の内容に沿って項目を整理させていただいたところでございます。以上でございます。

・会長

〇〇委員、よろしいでしょうか。

・委員

はい。

・会長

じゃあ改めて、今、訂正があった部分につきまして、皆様からの決を採りたいと思います。3箇所ですね。よろしいでしょうか。よろしい方は挙手にてお願いいたします。

はい、賛成多数で可決されたということでございます。

## 5 その他

・会長

それでは、次回日程等について、事務局からお願いいたします。

・事務局

次回の日程でございます。事務局案でございますが、次回の日程につきましては、先ほど議論のほうでもございましたが、2月には東京都との事業計画に関する協議というものを始める必要がございます。そういったところを鑑みますと、1月中にどうしても開催する必要がございます。可能であれば、その日については1月27日に開催をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。主な議題でございますが、まず、第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）へのパブリックコメントに対する市の考え方というのが、もうそれ以前にホームページに公開されているかなと思いますので、こちらについてはご報告させていただこうと考えているところでございます。次に、第2期子ども・子育て支援事業計画の答申案の取りまとめについてということになろうかと思います。以上でございます。

## 6 閉会

・会長

ありがとうございます。再三申し上げているように、今、1月27日という確定がありましたので、その前までに事務局のほうで皆様からのご意見を頂戴して、私のほうで調整し

て、次の会議までに態勢を整えたいというふうに思っております。本日も、時間をちょっと超過してしまいましたけれども、本日予定しておりました内容は全て終了といたします。以上をもちまして、閉会とします。皆様、お疲れ様でございました

以 上